

一般廃棄物処分業許可証

住所（所在地） 北九州市八幡西区大膳一丁目14番22号

氏名 株式会社 折園

（法人にあっては名称及び代表者の氏名） 代表取締役 門司 大介

北九州市長 北橋 健治



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第七条第六項 の許可を受けた者であることを証する

記

- | | |
|---------|-------------------------------------|
| 1 許可番号等 | 北九一廃 第222号 |
| 2 事業の範囲 | B類（一般廃棄物のうち、木くずの再資源化を目的とした破碎処理に限る。） |
| 3 事業の区域 | 北九州市内に限る |
| 4 許可期間 | 令和4年 10月 18日から
令和6年 10月 17日まで |
| 5 処理施設等 | 申請書のとおり |
| 6 許可の条件 | なし |

- この許可証について不服がある場合は、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、北九州市長に審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、北九州市を被告として（訴訟において北九州市を代表する者は北九州市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。